

## 改正 2-7

# 生命保険の税務（個人）

### 1 保険料を支払ったときの税務（生命保険料控除＝所得控除）

（途中省略）

#### （4）介護医療保険料控除（平成 24 年分所得税より適用）

平成 22 年度の改正により、これまでの一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加えて、新たに介護医療保険料控除が設けられました。ただし、いつ契約したかによって処理が異なりますので注意してください。

- 1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除  
新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を 4 万円とします。これにより 3 つの控除の合計限度額が 12 万円に引き上がります。
- 2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除  
従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額 5 万円）を適用します。

\_\_\_\_\_部分が改正点です。